

明日香村新庁舎建設事業
設計・施工者選定プロポーザル
評価選定要領

令和2年2月
明日香村

目 次

1	評価選定要領の位置付け	1
2	審査方法	1
3	評価項目、配点等	2
4	VE項目の評価	2
5	技術提案書に記載された技術提案の取扱い	2
別表 1	実績審査評価基準	3
別表 2	技術審査評価基準	5
別表 3	プレゼンテーション審査評価基準	6
別表 4	提案価格審査評価基準	6

1 評価選定要領の位置付け

本評価選定要領は、明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）「13 審査の実施及び結果の通知」に記載する明日香村新庁舎建設事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）における審査方法のほか、審査に当たっての評価項目、配点等を定めるものです。

2 審査方法

審査委員会により技術提案評価、プレゼンテーション評価、提案価格評価の4項目を審査します。

(1) 審査（令和2年8月上旬）

① 実績審査（配点10点）

参加者及び本業務担当職員の実績を評価するため、実績審査に係る提案書（様式7-4）を別表1の基準により事務局が審査し、その結果を審査委員会に報告します。

② 技術審査（配点60点）

本業務に対する参加者の提案内容を評価するため、技術審査に係る提案書（様式7-7,7-8）を別表2の基準により審査委員会の各委員が審査します。

③ プレゼンテーション審査（配点10点）

本業務担当職員の業務理解度や取組意欲等を評価するため、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を別表3の基準により審査委員会の各委員が審査します。

④ 提案価格審査（配点20点）

提案価格を評価するため、参加者より提出された提案価格見積書（様式7-2）に記載された金額（提案価格）を別表4の基準により事務局が審査し、その結果を審査委員会に報告します。

(2) 優先交渉権者及び交渉権者の選定

ア 審査委員会は、各委員の合計評価点の平均により参加者の順位を決定します。

イ 順位が1位の参加者を優先交渉権者、2位以下の参加者を交渉権者とします。ただし、評価の内容により本業務の実施が困難であると審査委員会が決定した参加者については、非交渉権者とします。

ウ 順位が同じ参加者が2者以上の場合は、提案価格審査の評価点が高い者を上位とし、提案価格審査の評価点も同じ場合は、技術審査の評価点が高い者を上位として決定します。

3 評価項目、配点等

各審査の評価項目や評価の視点、配点については、別表1~4のとおりです。

4 VE項目の評価

VE項目対話において本村が適と判断した内容のうち、費用減少の効果が見込まれるものは、提案価格に反映されるものと考え、原則として技術審査の点数には影響しないものとします。また、機能向上の効果が見込まれるものは、技術審査の点数に加点されるものとします。

5 技術提案書に記載された技術提案の取扱い

本プロポーザルで提出された技術提案書については、契約後に設計図書として取り扱いますので、提案内容を実施できないということは認めません。(明日香村建設工事請負契約約款(設計・施工一括)第1条参照)

なお、本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合又は本業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、受注者は本村に対して実施要領「16 技術提案書不履行に関する措置」に定める方法により違約金を支払うものとします。

明日香村新庁舎建設事業
設計・施工者選定 評価項目・評価基準

別表1 実績審査(10点)

分類	評価項目	評価の視点	配点
(1) 全体	ア 企業の業務実績	参加者の構成員が以下(a1又はa2、b1又はb2)の業務実績を有する場合に評価する。 a1 「同種事業 1」における実施設計業務の実績(延床面積3,000㎡以上1.2点、延床面積1,500㎡以上3,000㎡未満0.8点) a2 「同種事業 2」における実施設計業務の実績(延床面積3,000㎡以上0.8点、延床面積1,500㎡以上3,000㎡未満0.4点) (ただし、実施要領4(3)ア に準じた元請等に限る) b1 「同種事業 1」における施工業務の実績(延床面積3,000㎡以上1.2点、延床面積1,500㎡以上3,000㎡未満0.8点) b2 「同種事業 2」における施工業務の実績(延床面積3,000㎡以上0.8点、延床面積1,500㎡以上3,000㎡未満0.4点) (ただし、実施要領4(3)イ に準じた元請等に限る)	2.40
	イ 統括代理人の業務実績	統括代理人が以下c1からc3のいずれかの業務実績を有する場合に評価する。 c1 「同種事業 1」における現場代理人又は「設計管理技術者 3」の実績(延床面積3,000㎡以上1.2点、延床面積3,000㎡未満0.8点) c2 「同種事業 2」における現場代理人又は「設計管理技術者 3」の実績(延床面積3,000㎡以上0.8点、延床面積3,000㎡未満0.4点) c3 「類似事業 3」における現場代理人又は「設計管理技術者 3」の実績(延床面積3,000㎡以上0.4点)	1.20
(2) 設計業務	ア 設計管理技術者の業務実績	設計管理技術者が以下a1からa3のいずれかの業務実績を有する場合に評価する。 a1 「同種事業 1」における「設計管理技術者 3」又は「設計主任技術者 5」の実績(延床面積3,000㎡以上1.2点、延床面積3,000㎡未満0.8点) a2 「同種事業 2」における「設計管理技術者 3」又は「設計主任技術者 5」の実績(延床面積3,000㎡以上0.8点、延床面積3,000㎡未満0.4点) a3 「類似事業 3」における「設計管理技術者 3」又は「設計主任技術者 5」の実績(延床面積3,000㎡以上0.4点)	1.20
	イ 設計主任技術者の業務実績	各設計主任技術者(建築(総合)、建築(構造)、電気設備、機械設備、開発・造成の5名)が以下a1からa3のいずれかの業務実績を有する場合に評価する。(各0.3点×最大5名) a1 「同種事業 1」における「設計主任技術者 5」又は担当技術者の実績(延床面積3,000㎡以上0.3点、延床面積3,000㎡未満0.2点) a2 「同種事業 2」における「設計主任技術者 5」又は担当技術者の実績(延床面積3,000㎡以上0.2点、延床面積3,000㎡未満0.1点) a3 「類似事業 3」における「設計主任技術者 5」又は担当技術者の実績(延床面積3,000㎡以上0.1点)	1.50
(3) 施工業務	ア 現場代理人の業務実績	現場代理人が以下b1からb3のいずれかの業務実績を有する場合に評価する。 b1 「同種事業 1」における現場代理人又は監理技術者の実績(延床面積3,000㎡以上1.2点、延床面積3,000㎡未満0.8点) b2 「同種事業 2」における現場代理人又は監理技術者の実績(延床面積3,000㎡以上0.8点、延床面積3,000㎡未満0.4点) b3 「類似事業 3」における現場代理人又は監理技術者の実績(延床面積3,000㎡以上0.4点)	1.20

(3) 施工業務	イ 監理技術者の業務実績	監理技術者が以下b1からb3のいずれかの業務実績を有する場合に評価する。 b1 「同種事業 1」における現場代理人又は監理技術者の実績（延床面積3,000㎡以上1.2点、延床面積3,000㎡未満0.8点） b2 「同種事業 2」における現場代理人又は監理技術者の実績（延床面積3,000㎡以上0.8点、延床面積3,000㎡未満0.4点） b3 「類似事業 3」における現場代理人又は監理技術者の実績（延床面積3,000㎡以上0.4点）	1.20
	ウ 施工主任担当者の業務実績	各施工主任担当者（建築、電気設備、機械設備、開発・造成の4名）が以下b1からb3のいずれかの業務実績を有する場合に評価する。（各0.3点×最大4名） b1 「同種事業 1」における施工主任担当者又は担当者としての実績（延床面積3,000㎡以上0.3点、延床面積3,000㎡未満0.2点） b2 「同種事業 2」における施工主任担当者又は担当者としての実績（延床面積3,000㎡以上0.2点、延床面積3,000㎡未満0.1点） b3 「類似事業 3」における施工主任担当者又は担当者としての実績（延床面積3,000㎡以上0.1点）	1.20
	エ 施工業務者資格	d 現場代理人、又は監理技術者、又は開発・造成の施工主任担当者が以下の資格を有する場合に評価する。 1級土木施工管理技士(0.1点)	0.10
合 計			10.0
1 同種事業 とは、国または地方公共団体が発注した建築工事(新築・増築)の国交省告示第98号別添二 類型四 第2類のうち、庁舎等をいう。 2 同種事業 とは、国または地方公共団体が発注した建築工事(新築・増築)をいう。 3 類似事業とは、国交省告示第98号別添二 類型四 業務施設(第1類、第2類共)をいう。 4 設計管理技術者とは、設計業務の管理及び統括等を行う者をいう。 5 設計主任技術者とは、設計管理技術者の下で主たる技術者として設計業務を行う者をいう。 各実績は、平成21年度以降に日本国内で業務又は引渡しを完了した建築物にかかるものであること。 統括代理人又は設計管理技術者又は設計主任技術者のうち1名、及び、統括代理人又は現場代理人又は監理技術者又は施工主任担当者のうち1名は、同種事業 又は同種事業 の実績をもつものとする。			

別表2 技術審査(60点)

分類	評価項目	評価の視点	配点
(1) 業務全般	ア 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的を理解し、業務への高い取組意欲、明確な業務実施方針が提案されているか。 ・実施設計、工事それぞれの段階での課題抽出とその解決の手順が具体的に提案されているか。 ・統括代理人をはじめ設計チーム、施工チームが一体的に機能する体制が示されているか。 	8.0
	イ 事業全体の品質・コスト管理体制・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の要求品質を的確に反映する有効策が提案されているか。 ・設計・施工段階における要求品質とコストを管理する体制や手法が提案されているか。 	6.0
	ウ 設計施工の工程管理体制・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・設計施工一括発注方式の利点を活かした工程が提案されているか。 ・全体工程管理方法が具体的に提案されているか。 	4.0
	エ 村民への情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・設計及び施工中の情報公開の範囲・方法が具体的に提案されているか。 	2.0
小 計			20.0
(2) 設計業務	ア 基本設計の思想を踏まえた合理的な設計提案	<ul style="list-style-type: none"> ・外観・外構計画、高さを抑える等、村の景観に配慮した提案がされているか。 ・合理的な構造形式と、意匠・機能性が融合した提案がされているか。 ・空間を効率的に利用するなどにより、執務機能や村民の利便性向上を図る提案がされているか。 ・利用者の利便性・安全性に配慮し、職員が効率的な業務を行える庁舎機能の提案がされているか。 ・防災機能がより強固になる提案がされているか。 	12.0
	イ 計画地の特性を考慮した環境配慮、地域配慮の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の特性を理解した温熱環境、光環境、省エネルギーの有効な提案がされているか。 ・計画地の地域特性(小学校・幼稚園・公民館・健康福祉センター等の立地、平田川隣接地)や、公的補助等の取得を考慮した提案がされているか。 	4.0
	ウ 維持管理しやすい施設づくり、メンテナンスコスト低減への提案	<ul style="list-style-type: none"> ・警備コスト、清掃コストをはじめとする施設維持管理コストを縮減する実効性の高い方策が提案されているか。 ・施設の長寿命化について実効性の高い方策が提案されているか。 	4.0
小 計			20.0
(3) 施工業務	ア 計画地の地域特性を考慮した仮設・施工計画の合理的な提案	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地の特性を考慮した仮設・施工計画が提案がされているか。 ・地域特性(小学校・幼稚園・公民館・健康福祉センター等の立地、平田川隣接地)に配慮した工事中の安全管理に対して具体的な提案がされているか。 ・工期短縮につながる具体的な提案がなされているか。 	6.0
	イ 施工段階での品質管理方策	<ul style="list-style-type: none"> ・施工段階での品質管理体制及び役割・責任が具体的に示されているか。 ・施工品質確保について実効性の高い方策が提案されているか。 ・発注者・CMR・設計者・監理者と施工状況等の情報共有ができる仕組みが提案されているか。 	8.0
	ウ リスク管理、維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の建設環境(労働力の確保、資材の調達等)を理解した適切な対応策が提案されているか。 ・工期遅延を未然に防ぐリスク管理手法などの対応策が示されているか。 ・供用開始後のフォローアップ体制などについて、具体的に提案されているか。 	6.0
小 計			20.0
合 計			60.0

別表3 プレゼンテーション審査（10点）

分類	説明者	評価の視点	配点
(1) 全体 業務	統括代理人	各分類共通で下記の場合、優位に評価する。 業務の理解度 業務内容、業務背景、手続の理解が高い 取組意欲 積極性が見られる 提案の説明能力 わかりやすく明快な説明を行うことができる 対応能力 ヒアリング内容に応じた受け答えができる その他 事業の推進に寄与する資質等がある なお、プレゼンテーション審査に出席が必須とされている左記の説明者（統括代理人、設計管理技術者、現場代理人）が、災害等の特別な事情により出席できない場合は、出席できない分類ごとに各1点を減点する。	4.0
(2) 設計 業務	設計管理技術者		3.0
(3) 施工 業務	現場代理人		3.0
合 計			10.0

別表4 提案価格審査（20点）

評価項目	評価方法	配点
提案価格見積書に記載された金額（提案価格）	提案価格審査の評価点は、以下の式により採点する。ただし、提案価格が提案上限価格の90%未満の場合の評価点は20点とする。 $\text{評価点} = (1 - \text{提案価格} / \text{提案上限価格}) \times 200$	20.0
合 計		20.0